

「道薫坊伝記」

——淡路人形の始祖伝承——

山田和人

はじめに

長野県下伊那郡の地芝居調査の際に、黒田人形の研究者目下部新一氏より、同郡上郷町黒田に「道薫坊伝記」一巻がかつて存在したことを教示された。残念なことに黒田の一巻は既に紛失しており、見ることができなかった。が、同氏より同郡豊丘村河野に「道薫坊伝記」が現存していることを指摘され、豊丘村の郷土史家武田彦左衛門氏の紹介で、河野の滝川重人氏宅に現存する「道薫坊伝記」に接する機会を得た。黒田の一巻は淡路の人形遣い吉田重三郎により、また河野の一巻は同じく淡路の人形遣い森川千賀蔵によってそれぞれ持たされたものである。そこで大阪大学の信多純一氏の助言もあり、淡路の人形座に所蔵されていると思われる「道薫坊伝記」の調査にはいった。まず吉田伝次郎座の人形資料を保存し、上演を続

けている淡路人形座に「道薫坊伝記」が三巻現存していることを確認、調査しえた。さらに市村六之丞座座元の豊田家で三巻に触れることができた。以下、淡路人形の始祖伝承を記した卷子本を「道薫坊伝記」と仮称する。

以上現在までの調査で七巻の「道薫坊伝記」の現存を確認しえた。なお永田衛吉氏は『日本の人形芝居』の中で、山梨県追分人形の座にも「道薫坊伝記」が現存することを報告されている。また長野県上伊那郡箕輪町上吉田にも現存すると報告されているが未見である。「道薫坊伝記」に関しては、永田衛吉氏『日本の人形芝居』、新見貫次氏『淡路人形芝居』、戸伏大兵氏『文楽と淡路人形座』等の諸書に散見しうるが、全文を知ることができない。また『淡路草』『味地草』に「上村日向掾所蔵」の筆写本が記載されているが、それだけでは本文の異同、形態等が不明なので、既に調査した現存本

文を主体に本文資料としてここに紹介することにした。調査が未終了のため不備な点も多いことと思われるが御教唆いただきたい。

なお本稿をなすにあたって御世話になった諸氏に深く謝意を表したい。資料は、長野県下伊那郡豊丘村の滝川重人氏、淡路人形座支配人馬詰優氏、市村六之丞座の豊田久江氏、豊田成美氏らに提供していただいた。また日下部新一氏、武田彦左衛門氏、菊川兼男氏には調査の便宜をはかっていただいた。大阪大学の信多純一氏には助言をいただき、資料翻刻にあたり本学の向井芳樹教授に教えられるところが多かった。また調査に際し、本学の広川勝美助教授はじめ伝承と文芸研究会の会員諸氏の協力を得た。

解題

解題は所蔵者、装幀、題僉、内題、高さ×長さ、行数、奥書、保存状態、備考の順に示した。なお便宜上、諸本を次の略称で記す。
滝川重人氏所蔵本—A本、淡路人形座所蔵本—B・1、2、3本、
豊田久江氏所蔵本—C・1、2、3本、諸本はすべて卷子本である。

①。長野県下伊那郡豊丘村河野、滝川重人氏所蔵本(略称A本)。

。装幀 紺無地。

。題僉 欠。

。内題 「道薫坊伝記」

。高さ 約三〇センチメートル×長さ 約二二・三センチメートル。

。行数 八八行。

。奥書 「寛永十五年文月十二日 坂上入道朱印 中院大納言通村卿筆 続諫夷盡外題」

。保存状態 良好

。備考 桐の箱入り、錦の袋付き。

②。兵庫県三原郡南淡町福良 淡路人形座所蔵本(略称B・1本)

本)

。装幀 緑地、絵模様あり。

。題僉 欠。

。内題 欠。

。高さ 約一八センチメートル×長さ 約二四・六センチメートル。

。行数 八五行。

。奥書 「坂上入道判 寛永十五稔 季夏中旬日」

。保存状態 良好。

③。兵庫県三原郡南淡町福良 淡路人形座所蔵本(略称B・2本)。

本)。

。装幀 茶地、絵模様あり。

。題僉 欠。

。内題 「道薫坊由来」

。高さ 約二三センチ×長さ二一四センチ。

。行数 五九行。

。奥書 「坂上入道書判朱印 寛永十五年季夏中旬日 統諫

夷書外題 中院大納言路行卿筆 寛永十五檜文月十

二日」

。保存状態 粗悪、欠字部分あり。

。題僉 欠。

。内題 「統諫夷書外題」

。高さ 約二〇センチ×長さ 約二七一センチ。

。奥書 「坂上入道朱印 寛永十五年夷則中瀚 中院大納言

通村卿筆 右以中院悪相之真跡写真焉勿容易卒」

。保存状態 良好。

。備考 一部に訓点あり。

④。兵庫県三原郡南淡町福良 淡路人形座所蔵本（略称B・3

本）。

。装幀 紺無地。

。題僉 欠。

。内題 欠。

。高さ 約三二・五センチ×長さ 約三五八・五センチ。

。行数 一〇三行。

。奥書 「寛永十五稔季夏中旬日」

。保存状態 良好。

⑥。兵庫県三原郡三条村 豊田久江氏所蔵本（略称C・2本）。

。装幀 紺地、絵模様あり。

。題僉 欠。

。内題 「統諫夷書」

。高さ 約三五・三センチ×長さ 約一五一・五センチ。

。行数 五〇行。

。奥書 「坂上入道判 寛永十五稔季夏中旬日」

。保存状態 粗悪、装幀に著しい破損あり。

⑦。兵庫県三原郡三条村 豊田久江氏所蔵本（略称C・3本）。

。装幀 欠。

。題僉 欠。

⑤。兵庫県三原郡三条村 豊田久江氏所蔵本（略称C・1本）。

。装幀 緑地、絵模様あり。

「道薫坊伝記」

- ・内題 欠。
- ・高さ 約三四センチ×長さ 約二〇一・四センチ(五〇・三、五〇・三、五〇・八、五〇・三)。
- ・奥書 「坂上入道判 寛永十五稔季夏中旬日」
- ・保存状態 粗悪、継目で解体。

淡路人形の由来を記した文書を整理すると、「戯場楽屋図会拾遺」「南水漫遊」「声曲類纂」等に引かれた「淡路座秘書」、「音曲道智論」の一説、「淡路草」「味地草」に引かれた「道薫坊伝記」等の三つを指摘しうる。類似した伝承としては「淡路座秘書」と「道薫坊伝記」の二本がある。「淡路座秘書」の本文を「声曲類纂」から引用しておく。

摂州西宮に道薫といふ人、よく御神の御こゝろをなぐさめけるによりて、海上波風静にして、獺船多くの魚を得る事久し。時に道薫しはらくいたつきてみまかりければ、復風起り波高うして、更に漁獺なかりしかは、百太夫と云人、木偶を作りて、神の御前なる箱のかたはらに身をひそめ、木偶人を持て生るかごとく操なし、道薫尊の御機嫌を伺奉ん為参りて候とて、御心をなぐさめけるに、是よりまた波風鎮り、漁獺多かりしかは、時

の帝此事を聞し召れ、禁庭に召れければ、百太夫都に登り、木偶人を廻して、觀覽に備ふ。これよつて諸伎芸首といふ号を下され、諸国諸社の神いさめの事を勅免ありしより、胸に箱をかけ木偶人をつかひ、神いさめをしけり。是傀儡子の始也。百太夫は諸国を巡りて、淡州三原郡三条村といふ所にて身まかりけるに、何某の四人百太夫に伝りて傀儡子の業をなせり。是淡路座操の権輿なり。(本文の傍点は筆者)

右の本文中傍点を付した部分は「道薫坊伝記」の記述にはない。しかし、道薫坊の死後百太夫が道薫坊の形代としての人形を操り、それよつて神慮を諫め、それにより「諸伎芸首」の勅号を受け、その後諸国を巡り「神いさめ」を行ない、「三原郡三条」で死没したという話型は一定している。この「淡路座秘書」と「道薫坊伝記」の関連については今後の課題の一つである。なお、志田義秀氏は「西の宮淡路京都の操の關係(及び傀儡、道薫坊、百太夫)」について(『国語と国文学』、大正15年5月号)で、「淡路座秘書」が享保元文頃までしか溯りえないとされているが、それは『戯場楽屋図会拾遺』の附記を根拠にした推定なので、「淡路座秘書」の成立時期は確定できない。

また『淡路名所図会』に引用されている「道薫坊家伝」は「道薫

坊伝記」の要約であり、同一本文の系統である。

『淡路草』には「道薫坊伝記」に関して「右之真書は村の宝庫に納置、祭礼虫干の時ならでは是を出さず、廿余座の傀儡師各写しの書を以て他国に出る也」と記している。淡路の人形座がこの「写しの書」を持って諸国巡行に出向いたことは伊那谷の例を見て明らかなのである。その写しが「宝庫」の原巻の写しであってしかるべきなのであるが、内題、奥書の形式が一定しておらず、別筆であることから見て、それが原巻の本文の「写し」であったとは認めがたい。奥書の増補は「道薫坊伝記」の神秘化をはかるためのものとみられ、これは「写し」を二重三重に書写した結果ではないかと思われる。

このことは「道薫坊伝記」の原巻を筆写する時に、原巻の所持者と各座に固有の関係があり、その制約を避けるために「写し」を更に写すという傾向を生み出したとも考えられる。「道薫坊伝記」を「村の宝庫に納置」してあったのも、呪術宗教的な神聖化のためとばかりは考えられないように思われる。

現在までに調査した本文では、内題に「道薫坊伝記」「道薫坊由来」を持つものよりも「統諫夷書」の内題を持つ本文が古いようである。というのも「道薫坊伝記」「道薫坊由来」の本文の奥書に「統諫夷書外題」の記述が見られるためである。だが、無表題の本文も

あり、奥書が増補とすれば、元来無表題の本文であったとも考えられる。今後の調査の課題である。

「道薫坊伝記」が論旨とされていたことは、滝川重人氏所蔵本とともに伝えられていた「御論旨譲り証文之事」に明らかであるが、この本文自体は『淡路草』の著者藤井彰民の指摘するように、天皇の論旨、勅語という論旨の形式に合致しない。しかし、それでもなお論旨を淡路の人形座は必要としていた。「道薫坊伝記」の追記には「右旧録雖有之及紛失以後吉田秘書未監古書信口伝志之耳」とあり、また『淡路草』に引かれた

三条村戎屋^{名久右} 曰往昔御論旨焼失の時当村の老叟兩人上京し再緝の事を願ふ官庫にて御控を見かたきにや大に月日を重ね漸く今此一軸を下されし云

という伝承も論旨を保持しようとする淡路人形座の姿を表わしている。

この「道薫坊伝記」が村人に対し威力を持っていたことは滝川重人氏所蔵の次の注意書きによって知りうる。

御論旨 何方ニ参り候共相互万一出火有之節ハ先御箱を早々取
出可申様 左右衛門

このように村人は、木地師の論旨などと同様に「道薫坊伝記」に畏
怖の念を持ち続けたのである。滝川家でも桐の箱に入れて代々保存
されてきたのであった。

翻刻にあたって次の諸点に従った。

- ・ 底本はB・3本（淡路人形座所蔵本）によった。
- ・ 行数・割注は底本の体裁をそのまま残した。

・ 字体は現在通行のものに改め、誤字は注記し、脱字はそのま
まに残した。

・ 誤字は本文の傍らに（ ）で示し、脚注にまとめた。

例 古天地未剖（ ）B・2本のみ刻。他の諸
本は「剖」。

・ 脱字は当該本文の傍に ^ / v で示し、脚注にまとめた。

例 次有神泥煮尊 ^ / v B・3本のみ。他の諸本
は「泥土煮尊」。

・ 諸本の異同及び注記は本文の傍に *印で示し脚注に記したが、
問題箇所は本文の後に補注としてまとめた。なお諸本の異同
は大きな異同を記すにとどめた。

・ なお、諸本名はすべて解題に示した略称によった。

本文

古天地未剖^{*} 陰陽不分渾

沌如雞子溟滓而含牙及

其清陽者薄靡而為天

重濁者淹滯^{*}而為地初

洲壤浮漂猶游魚浮水

上也干時天地之中生一物

狀如葦牙便化為神号国

常立尊次国^{*} 狹槌尊次豊

斟淳尊凡三神矣乾道独

化所以成此純男^{*}

次有神泥煮尊沙土尊也

次有神大戸之道尊大苦辺尊也

次有神面足尊惶根尊也

次有神伊弉諾伊弉冉尊也

自国常立尊迄伊弉諾^{*}

伊弉冉尊是謂神世七

代者矣

伊弉諾伊弉冉尊立於天

浮橋之上共計日底下豈

* B・2本のみ「刻」

* B・3本、C・1、

C・2、C・3本。

A、B・1、B・2

本は「鶏」

* C・1本のみ「而」

欠。

* 諸本はすべて、この

本文と同一である。

補注①参照。

* B・2本のみ「国欠

* C・1本のみ「界」。

^ / v B・3本のみ。他

の諸本は「泥土煮尊」。

^ / v B・2、B・3、

C・1、C・2、C

・3本以外の諸本は

「伊弉諾尊」。

尤国歎迺以天之瓊也玉指下而探之是獲滄溟其矛鋒滴瀝之潮凝成一島名之曰碓馭盧島二神於是降居彼島因欲共為夫婦產生洲国便以碓馭盧島為国中之柱而陽神左旋陰神右旋分巡国柱同会一面時陰神先唱曰憲哉遇可美少男焉陽神不悅曰吾是男子理当先唱如何婦人反先言更事既不祥宜以改旋於是二神却更相遇是行也陽神先唱曰憲哉遇可美少女焉因即陰神曰汝身有如何成耶曰吾身有一雌元之処陽神曰吾身亦有雄元之処思欲以吾身元処合汝

「道薫坊伝記」

* 『淡路草』 「味地草」のみ割注欠。他の諸本はすべてあり。

* A・B・3本ののみ「漢々」。

* 『淡路草』のみ「被」。

* A本ののみ「分巡」欠。

* A本ののみ「喜」

* A本ののみ「説」

* B・3、C・1、C・2、C・3本「更」。他の諸本は「乎」。

* A本ののみ「喜」

身之元処於是陰陽始違

合為夫婦遂符合交而不知其術時

有鶴鶴飛來揺其首尾二神見而学之即得交道矣

及至産時先以淡路洲為胞

迺生大日本豊秋津島次生伊予二名洲次生筑紫洲次双

生隱岐洲与佐渡洲世人或有双生者象此也次生越洲次

生大洲次生吉備子洲由是始起

大八洲国之号焉即对馬宅

岐島及処々小島皆是潮沫凝成者矣亦曰水沫凝而成也

生海生川次生山次生木祖句々

迺馳次生草祖草野姬既而

伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰

吾已生大八洲国及山川草木

何不生天下之主者歟於是共

生日神天照大神也次生月神

* A、B・2本ののみ「以」
* B・1本「遍」。
* C・2、C・3本「遇」。
他の諸本は「遇」。
B・3本誤記

* C・2本ののみ一行割注。なお『淡路草』も一行割注。「味地草」は割注形式が崩れている。

* A、B・2本ののみ「世人或有双生者象此也次生越洲次生大洲」欠。

* C・1、C・2、C・3本ののみ欠。

* 『淡路草』 「味地草」のみ「亦名野槌」あり。

「道薫坊伝記」

月説 次生蛭子雖已三歲脚尊也 猶不立故載之於天磐椽樟

船而順風放棄次生素戔鳴尊大社神也

一書曰日月既生次生蛭兒年滿

三歲脚尚不立初伊弉諾伊

弉冉尊巡柱之時陰神先禰

喜言既違陰陽之理所以今生

蛭兒也次生素戔鳴尊也次生

鳥磐椽樟船輒以此船載蛭

兒順流放棄也

一曰蛭兒漂滄溟衆多年歲

已往於今倭田崎化為光神如車

輪干時在漁人其号邑君爾來漁人之長

号邑君象比也

姓氏為藤原百大夫正清是也

或時棄漁船派波浪叢雲冥

日其中有電光親見之映光在

十有二三歲許之兒顏如神廼記

邑君曰朕上古之蛭兒也未无宮殿

汝於海浜可建仮宮殿云後

* B・2、B・3、C・3本が同一の割注。
A・B・1、C・1本は「大社神也」のみ二行割注。

* 補注②参照

* B・2本のみ「倭國崎」。
兵庫県神戸市兵庫区にある和田岬のこと（大日本地名辞典）

* A、C・1本のみ「為」欠。

* B・3、C・2、C・3本「託」B・2本「託」C・3本「託」A本「託」B・1本「託」。
* A本のみ「仮」欠。
B・2本「殿」欠。

号西宮大明神夷三郎殿*

爰在人号道薫坊給仕而甚合

神慮然死後神慮无慰然

剩起風降雨海浪不安陸

路不穩干時百大夫告帝

都藤原長者近衛殿也承勅而

曰道薫坊形顔作為操之慰神慮云

隨勅而操之神慮穩也其後

此形代者慰神慮依為

奇巧相統道薫坊百大夫共

巡諸国祭衆神也後百大夫

道薫坊暫止淡路洲伝此

術者乎此洲二神生大日

本豊秋津島時胞成此

島故也爾來百大夫伝得

之後第為此操者也

百大夫於淡路州三原

三条住居伝此術後死

而崇西宮傍也

一曰古者在八百万神崇

時承勅詣帝都慰神

* C・1本のみ「ナリ」

* C・1本のみ「ナリ」
* A、B・3本のみ「且」

() 「巧」の誤記。
* C・2、C・3本のみ「祭衆神也後百大夫道薫坊」の本文欠。

() 「原」の誤記。
* A、B・2本のみ「三条」欠。

慮鎮之者此百大夫後第也

依之為諸能伎芸冠日

本者神国也故以慰神慮者為諸芸衆能首也

者後人勿輕之若輕之

重背神慮也後人可恐之云

△右旧録雖有之及紛失以後以吉田

秘書末監古書信口伝誌之耳。▽

△▽B・3本のみ欠。

*B・1「請」C・1「奴」

補注① 「日本書紀」本文には「為地(精妙之合博易、重濁之凝

竭難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。故日、開關

之初、」とあるが、他の諸本が『淡路草』『味地草』も含

めて()の本文を欠落させており、「道薫坊伝記」はこ

の本文を捨てていたのではないかと思われる。

補注② 素戔嗚尊也に統けて「日本書紀」本文は「此神性悪、常

奴哭恙。国民多死。青山為枯。故其父母勅日、假使汝治此

国、必多所残傷。故汝可以馭遠之根国」とあるが、現存す

る調査本文にこの記述はなく、ただ「淡路草」「味地草」の

みがその本文を記している。

△字体を改めたもの▽

國→国 號→号 獨→独

嶋→島 煇→秋 良→顔

兒→児 藝→芸 驛→驛

藜→叢 攷→歟

なお、イザナミは「冉」で統一した。

「道薫坊伝記」